

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
令和5年度岐阜県スポーツ少年団登録に係る緩和措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から開始予定のスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会が中止となったため、同講習会は令和3年度から実質的にスタートした。しかし、感染症の再拡大の影響により同講習会は十分に開催できず、令和5年度もスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない(つまり団として登録できない)単位スポーツ少年団が発生し得る事態となっている。

これを受け、日本スポーツ少年団は、令和3年度および令和4年度と同様に、令和5年度も全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、緩和措置を設けることとしたため、岐阜県スポーツ少年団としても「岐阜県スポーツ少年団の登録に関する細則」及び「岐阜県スポーツ少年団活動指針」の一部に以下のとおり緩和措置を設けることとする。

<岐阜県スポーツ少年団の登録に関する細則>

第3条(3)は、令和3年度および令和4年度と同様に、令和5年度も全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次のⅠまたはⅡを満たす必要がある。

Ⅰ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

Ⅱ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者がいない(0名)の場合

指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも2名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

<岐阜県スポーツ少年団 活動指針>

4 単位団に関する事項(1)②は、令和3年度および令和4年度と同様に、令和5年度も更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次のⅠまたはⅡを満たす必要がある。

Ⅰ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

Ⅱ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者がいない(0名)の場合

指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも計2名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。